

災害に伴う県税の期限延長・減免等についてのお知らせ

愛 知 県

災害により被害を受けられた方には、お見舞い申し上げます。

さて、災害により被害を受けられた方には、次のような県税の負担軽減措置等がありますので、ご承知ください。なお、手続などでお分かりにならないときは、最終ページに記載する管轄の県税事務所でお尋ねください。

◎県税にかかる申告・申請・納付の期限延長

災害によって、県税についての申告、申請、納付などがその期限までにできないと知事が認めるときは、これらの行為をすべき方からの申請により、**災害のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長**されます。

また、この場合、災害による被災が広い地域に及ぶときは、知事が「延長する期日」と「地域」を定めて告示しますので、その地域の方は、特に手続をされなくても、告示された期限までに申告、申請、納付などをしていただければよいことになります。

災害により被害を受けられた方（告示を受けられた地域の被災者の方を除きます。）は、管轄の県税事務所長へ申請して期限の延長の承認を受けてください。

なお、申告や納税の期限が延長された場合、その期限までは不申告加算金や延滞金などが課されないことになっております。

◎県税の減免

1 個人事業税

災害により被害を受けられた方が所有する事業用資産について生じた**損害金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）**が、**当該資産の価格の2分の1以上**であるときは、災害発生の日以後に到来する納期限に係る事業税額について、次の区分による割合を税額から申請により減免します。なお、前年中に事業を行った期間が1年に満たない場合には、減免額の計算の基礎となる事業所得は、事業を行った期間に応じて月割計算した額によります。

また、住宅や家財についても受けた損害金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）が甚大である場合は、合計所得金額が500万円以下であれば、事業税額の2分の1の範囲内の割合を申請により減免します。

区 分	減免割合
ア 事業主控除前の事業所得が500万円以下のとき	全部
イ 事業主控除前の事業所得が750万円以下のとき	2分の1
ウ 事業主控除前の事業所得が1,000万円以下のとき	4分の1

2 不動産取得税

- (1) 災害により、滅失又は損壊した不動産（被災不動産）に代わるものと認められる不動産を被災後3年以内に取得されたときは、被災不動産の滅失又は損壊した部分の固定資産課税台帳に登録された価格(※)に税率を乗じて得た額に相当する額を申請により減免します。

※宅地評価土地については、登録された価格に2分の1を乗じた額になります。

- (2) 取得された不動産がその取得後、不動産取得税の納期限又は6か月を経過した日のうち、いずれか遅い日までの期間内に、災害により滅失又は損壊した場合には、当該不動産の取得に係る税額に、次の表の区分に掲げる被害の程度に応ずる率を乗じて得た額を申請により減免します。

① 土地の場合

被害の程度	乗じる率
ア 流失、埋没又は崩壊等により被害が著しく、原形に復するのに相当の改良を必要とする場合	100 分の 100
イ 流失、埋没又は水没等により作付又は使用が相当に遅延する場合	100 分の 50
ウ 流失、埋没又は水没等により補修を必要とする場合	100 分の 30

② 家屋の場合

被害の程度	乗じる率
ア 全壊、流失又は埋没等により家屋の原形をとどめない場合	100 分の 100
イ 土砂流入等により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合	100 分の 80
ウ 軒下浸水等により内壁、外壁又は建具等に損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じた場合	100 分の 60
エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替えを要する場合	100 分の 30

3 自動車税種別割

天災により、自動車の原動機等に被害を受けたため相当の期間運行不能となった自動車については、運行の用に供することができなくなった日の属する月の翌月から当該自動車が修理された日の属する月までの期間に係る月割計算による税額を申請により減免します。

4 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

- (1) 災害により、滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車を、災害のやんだ日から3か月を経過する日までに取得されたときは、被災自動車の価額に税率を乗じて得た額に相当する額を申請により減免します。
- (2) 取得された自動車が自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の申告納付期限から1か月を経過する日までに災害により滅失又は損壊した場合には、当該自動車の価額に税率を乗じて得た額に相当する税額を申請により減免します。

◎県税の納入義務の免除等

軽油引取税又は産業廃棄物税の特別徴収義務者の方が徴収された税額を災害により失われた場合、災害により軽油引取税の特別徴収義務者の方が軽油の代金及び軽油引取税（産業廃棄物税の特別徴収義務者の方にあつては、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税）の全部又は一部を受け取ることができないと認められる場合には、申請によりこれに相当する額の納入義務を免除します。

なお、既に納入されている税額について納税義務者から徴収できないと認められる場合にも、申請により還付します。

◎県税の徴収猶予

納税者の方又は特別徴収義務者の方がその財産について災害により被害を受けられたため、県税に係る徴収金を一時に納付又は納入することができない場合には、申請により、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、**1年以内の徴収猶予**が受けられます。

また、この徴収猶予期間内に納付又は納入することができない特別の事情のある方は、さらに通算して2年以内の期間について猶予を受けることができます。

◎お問い合わせ先

令和7年4月1日現在

名称	郵便番号	所在地	管轄区域等	
			ゴルフ場利用税、 軽油引取税及び 産業廃棄物税以外の県税	ゴルフ場利用税、 軽油引取税及び 産業廃棄物税
名古屋東部 県税事務所	〒460-8483	名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区	名古屋南部県税 事務所高辻間税 課で取扱い
名古屋北部 県税事務所	〒451-8555	名古屋市西区城西1-9-2	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、 北名古屋市、西春日井郡	
名古屋西部 県税事務所	〒454-8503	名古屋市中川区中郷1-3	名古屋市中村区・中川区・港区	
名古屋南部 県税事務所	〒456-8558	名古屋市熱田区森後町8-22	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・ 緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、 愛知郡	
高辻間税課	〒466-8501	名古屋市昭和区円上町26-15 (愛知県高辻センター内)	—	
東尾張 県税事務所	〒486-8515	春日井市鳥居松町3-65	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、 尾張旭市、岩倉市、丹羽郡	
西尾張 県税事務所	〒491-8506	一宮市新生2-21-12	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、 あま市、海部郡	
海部徴収課	〒496-0047	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の 徴収事務	西三河県税事務 所安城間税課で 取扱い
知多 県税事務所	〒475-8505	半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 知多郡	
西三河 県税事務所	〒444-8503	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、高浜市、額田郡	
安城徴収課	〒446-8508	安城市横山町下毛賀知93 (安城県税センター)	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の 徴収事務	
安城間税課			—	
豊田加茂 県税事務所	〒471-8537	豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	豊田市、みよし市	
東三河 県税事務所	〒440-8528	豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎))	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、 北設楽郡	
新城駐在室	〒441-1365	新城市字石名号20-1 (新城設案総合庁舎内)	新城市、北設楽郡の徴収事務	

※ 県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税並びに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は名古屋東部県税事務所で行っています。

名古屋東部県税事務所		名古屋南部県税事務所		西三河県税事務所	
総務・広報	052-953-7711	総務・広報	052-682-8920	総務・広報	0564-27-2708
収納管理課	052-953-7799	徴収	052-682-8922	徴収	0564-27-2710
徴収	052-953-7803	県民税・事業税	052-682-8923		0564-27-2711
県民税・事業税	052-953-7816		052-682-8927	県民税・事業税	0564-27-2713
	052-953-7663	自動車税	052-682-8924		0564-27-2848
自動車税	052-953-7847	不動産取得税	052-682-8925	自動車税	0564-27-2712
不動産取得税	052-953-7860	高辻間税課	052-881-6141	不動産取得税	0564-27-2715
自動車審査課	052-953-7865	東尾張県税事務所			0564-27-2764
特別滞納整理室	052-953-7868	総務・広報	0568-81-3141	安城徴収課	0566-76-2101
	052-953-7869	徴収	0568-81-3192	安城間税課	0566-76-2102
名古屋北部県税事務所		県民税・事業税	0568-81-3158	豊田加茂県税事務所	
総務・広報	052-531-6301		0568-81-3197	総務・広報	0565-32-3383
徴収	052-531-6303	自動車税	0568-81-3139	徴収	0565-32-7481
県民税・事業税	052-531-6304	不動産取得税	0568-81-3769	県民税・事業税	0565-32-7482
	052-531-6319	西尾張県税事務所		自動車税	0565-32-7483
自動車税	052-531-6305	総務・広報	0586-45-3166	不動産取得税	0565-32-7484
不動産取得税	052-531-6306	徴収	0586-45-3168	東三河県税事務所	
不動産評価室	052-531-6307	県民税・事業税	0586-45-3169	総務・広報	0532-35-6120
名古屋西部県税事務所			0586-45-3279	徴収	0532-35-6122
総務・広報	052-362-3211	自動車税	0586-45-3170		0532-35-6123
徴収	052-362-3213	不動産取得税	0586-45-3158		0532-35-6124
県民税・事業税	052-362-3214	海部徴収課	0567-24-2174		0532-35-6125
	052-362-3889	知多県税事務所		県民税・事業税	0532-35-6126
自動車税	052-362-3215	総務・広報	0569-89-8171		0532-35-6127
不動産取得税	052-362-3216	徴収	0569-89-8173	自動車税	0532-35-6130
		県民税・事業税	0569-89-8174	不動産取得税	0532-35-6128
		自動車税	0569-89-8176		0532-35-6129
		不動産取得税	0569-89-8175	新城駐在室	0536-23-2393